	る。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。
（略）	三十四～三十八　（略）
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和三年五月一日から施行する。

○経済産業省令第四十四号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）及び関係法令の規定に基づき、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月二十三日

経済産業大臣　梶山　弘志

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語の定義）	（用語の定義）
第二条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一～二十八　［略］	一～二十八　［略］
二十九　可燃性ガス　アセチレン、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチレン、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、フルオロカーボン百五十二ａ、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、四ふっ化エチレン、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロカーボンであつて経済産業大臣が定めるものを除く。）	二十九　可燃性ガス　アセチレン、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチレン、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、フルオロカーボン百五十二ａ、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、四ふっ化エチレン、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロカーボンであつてフルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ及びフルオロオレフィン千二百三十四ｚｅを除く。）
イ・ロ　［略］	イ・ロ　［略］
三十～三十四　［略］	三十～三十四　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

	る。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。
（略）	三十三～三十七　（略）
（略）	（略）

（冷凍保安規則の一部改正）

第二条　冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（用語の定義）	（用語の定義）
第二条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　可燃性ガス　アンモニア、イソブタン、エタン、エチレン、クロルメチル、水素、ノルマルブタン、プロパン、プロピレン及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロカーボンであつて経済産業大臣が定めるものを除く。）	一　可燃性ガス　アンモニア、イソブタン、エタン、エチレン、クロルメチル、水素、ノルマルブタン、プロパン、プロピレン及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ及びフルオロオレフィン千二百三十四ｚｅを除く。）
イ・ロ　［略］	イ・ロ　［略］
二・三　［略］	二・三　［略］
三の二　特定不活性ガス　不活性ガスのうち、フルオロカーボンであつて、温度六十度、圧力零パスカルにおいて着火したときに火炎伝ぱを発生させるもの	三の二　特定不活性ガス　不活性ガスのうち、次に掲げるもの
イ　［削る］	イ　フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ
ロ　［削る］	ロ　フルオロオレフィン千二百三十四ｚｅ
ハ　［削る］	ハ　フルオロカーボン三十二
四～七　［略］	四～七　［略］
2　［略］	2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。